

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 新旧対照表（抜粋）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第 19 条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 条例事務関係情報照会者（第 9 条第 2 項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第 26 条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。</u></p> <p>(9)～(15) 略</p> <p>(情報提供等の記録)</p> <p>第 23 条 情報照会者及び情報提供者は、第 19 条第 7 号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算</p>	<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第 19 条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>新設</u></p> <p>(8)～(14) 略</p> <p>改正なし</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 情報照会者及び情報提供者の名称</p> <p>(2) 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時</p> <p>(3) 特定個人情報の項目</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項</p> <p>2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第31条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>(2) 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。</p> <p>(3) 第31条第3項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>(4) 第31条第4項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>3 総務大臣は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前2項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第1項に規定する期間保存しなければならない。</p> <p><u>（第19条第8号の規定による特定個人情報の提供）</u></p> <p>第26条 第21条（第1項を除く。）から前条までの規定は、第19条</p>	<p>新設</p>

改正後（新）			改正前（旧）								
<p>第8号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第21条第2項第1号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第19条第8号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第22条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第19条第8号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第2項中「法令」とあるのは「条例」と、第24条中「情報提供等事務（第19条第7号）」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務（第19条第8号）」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。</p> <p>（情報提供等の記録についての特例）</p> <p>第31条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第8条第2項から第4項まで、第9条、第21条、第22条、第25条、第33条、第34条及び第4章第3節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> </table>			読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>（情報提供等の記録についての特例）</p> <p>第30条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第8条第2項から第4項まで、第9条、第21条、第22条、第25条、第33条、第34条及び第4章第3節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> </table>			読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句									
読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句									

改正後（新）			改正前（旧）		
	略			略	
第35条	当該保有個人情報の提供先	<p>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項(これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。)</p>	第35条	当該保有個人情報の提供先	<p>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。)</p>